

## 「防犯の日」の実施について

(昭和47年6月1日 神防発第265号例規 神勤発第170号 各所属長あて本部長)

改正	昭和58年2月7日	例規第9号	神務発66号		
	昭和59年3月19日	例規第17号	神務発239号		
	昭和61年3月31日	例規第17号	神務発262号		
	昭和61年10月21日	例規第28号	神務発921号		
	昭和62年3月27日	例規第18号	神務発257号		
	昭和63年3月28日	例規第12号	神務発253号		
	平成4年7月8日	例規第74号	神務発938号	神務発528号	神地一発1号
	平成4年10月6日	例規第83号	神務発1288号		
	平成6年11月1日	例規第67号	神務発1422号		
	平成7年3月24日	例規第8号	神務発452号		
	平成9年9月9日	例規第41号	神務発1211号		

### (概要)

住民の防犯連帯意識の希薄と留守家庭の増加が要因となり、空き巣等の侵入盗犯が増加の傾向をみせ、また、享乐的風潮などがもたらす社会環境の変化により、粗暴犯をはじめとする各種犯罪が多発しているため「防犯の日」を設定して、街頭における警察活動の強化と、県民の自主防犯意識の高揚をはかり、犯罪のない明るい町づくりにつとめることを目的として実施するものである。